

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和 5 年 3 月 1 7 日（金）
開会 午後 2 時 4 9 分
閉会 午後 3 時 1 1 分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、宮川隆、榊谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
- 7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 8 委員長あいさつ
- 9 議長あいさつ
- 1 0 協議事項

（１）岩倉市議会議員政治倫理条例について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

議会最終日に委員会提出議案として、政治倫理条例の一部改正を議会へ提出することに決した。また、本日中に改正文及び新旧対照表を委員に配付することに決した。

【質疑】

宮川委員：自治法の改正がなぜ議員のなり手不足の解消になるのか。

議会事務局統括主査：全国的に見ると規模の小さな地方議会の実情を踏まえ全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の 3 議長会が連名で国へ要望を出された。その結果、地方自治法が改正され、市と議員の請負禁止要件の緩和がなされることとなった。各市議会の政治倫理条例にも請負禁止に係る規定があり、岩倉市議会の条例は「契約を締結しないこと」と規定されているため改正の必要性について協議いただく必要があった。

宮川委員：政令で定める 300 万円を超えてはならないのは、議員個人のみか団体も含めるのか。

議会事務局統括主査：団体も含まれる。

水野議員：各会計年度に支払われる当該請負の対価の総額が政令で定める額を超えなければとあるが、例えば複数年にまたがって 500 万円を支払うこととなる場合に単年で 300 万円を超えなければ良いという解釈か。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

片岡委員長：現規定の「地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し」の解

釈で改正は不要であるかと考えるところもあったが、しっかり条例に書き込んだ方が、今後の将来のためにも良いのではないかと考える。資料に改正後の規定も記されているが、改正が必要であるかどうかを判断いただきたい。

各委員：改正に賛同する発言有り

片岡委員長：3月定例会最終日に議案として改正案を提出することに決する。

(2) その他

(市議会所管の例規について)

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

片岡委員長：以前に規則を制定してしまったということか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

(慣例及び実例集の見直しについて)

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

特になし。

1 1 その他

(会派室のパソコンについて)

関戸副議長：市から貸与されている会派室のパソコンが3月末を持って入替えになるため、いらないデータは消去いただく必要がある。来週中にはお願いする。

梶谷委員：4月1日以降は新しいパソコンに置き換わるということで良いか。

関戸副議長：そのとおりである。

片岡委員長：必要なデータは別に保管いただきたい。

水野議員：今のパソコンに様々な書式が入れてあるが、新しいパソコンには書式が入った状態で配られるのか。

議会事務局統括主査：必要なものは別に保管し、それはご自身で入れていただくことになる。

片岡委員長：インターネットの設定等は良いか。

議会事務局統括主査：こちらで設定させていただく。

(庁舎 Wi-Fi 環境整備に係る議場内アクセスポイント機材の設置について)

議会事務局統括主査：報告である。以前の議会運営委員会で庁舎の Wi-Fi 環境整備に係る議場内アクセスポイント機材の設置についてお話しさせていただいた。皆様からご許可いただいたとおり、議場西側扉の上に機材を取り付けさせていただいた。私たちの議会事務局内の天井にもひとつ取り付けさせていただいている。

片岡委員長：委員会室にも取り付けるということで良かったか。
議会事務局統括主査：そのとおりである。